

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	区分																																											
			パブ コメ	関係 団体																																										
1	<p>障害年金について</p> <p>○障害年金は、満65歳以上となるまでに重度障がい者となった場合だけ支給される制度であり、高齢化してから重度障がい者と認定された場合は対象外となっている。制度上仕方がないかもしれないし、福祉法にいろいろな支援はあるようだが、こうした方々のために年金に代わる何らかの手当の制度を検討できないか。</p>	<p>○障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金）については、国民年金法など国の法律に関わる問題であり国の政策なので、県の計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p>	○																																											
2	<p>下肢重度障がい者に対する移動対策について</p> <p>○杖が無いと歩行困難な重度下肢障がい者で自家用車で日常行動している者に対して、ガソリン税の免除をしていただきたい。また、不正対策の研究も併せて行ってほしい。</p>	<p>○ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）については、揮発油税法など国の法律に関わる問題であり国の政策なので、県の計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p>	○																																											
3	<p>発達障がいについて</p> <p>○障がい者の動向において、発達障がいについては相当数いるにも関わらず何ら触れられていないが、正確な人数は把握できないとしても、何らかの形で触れるべきではないか。</p> <p>○発達障がい者については、正確に診断することが困難であり、成人期までを含めた調査資料がないことから正確な人数の把握が出来ていないため、発達障がい者の把握（調査・研究）をしてください。</p> <p>○親として発達障がいの受容は時間がかかるので、早期発見が受容の鍵となることから、市町村の五歳児検診の検診項目にしてください。</p>	<p>○第2編第1章1. 障がい者の動向に、下記のとおり新たに追加しました。ご指摘のとおり島根県における発達障がいの正確な人数は把握できていませんが、発達障がいの把握のための調査等の実施については今後の検討課題として認識しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(記述なし)</td> <td colspan="4">(5)発達障がい者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">島根県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、平成24年2月～3月に実施された全国調査では、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は推定値6.5%という結果が出ています。なお、前回調査とは抽出方法等が異なるため単純比較はできません。 (単位：%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="3">内訳(重複あり)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>発達障がい</td> <td>学習障がい</td> <td>ADHD</td> <td>高機能自閉症</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>割合(推計値)</td> <td>6.3%</td> <td>4.5%</td> <td>2.5%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>割合(推計値)</td> <td>6.5%</td> <td>4.5%</td> <td>3.1%</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:文部科学省調(全国調査)</p>	変更前		変更後				(記述なし)		(5)発達障がい者						島根県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、平成24年2月～3月に実施された全国調査では、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は推定値6.5%という結果が出ています。なお、前回調査とは抽出方法等が異なるため単純比較はできません。 (単位：%)							内訳(重複あり)					発達障がい	学習障がい	ADHD	高機能自閉症	平成13年度	割合(推計値)	6.3%	4.5%	2.5%	0.8%	平成23年度	割合(推計値)	6.5%	4.5%	3.1%	1.1%	○	
変更前		変更後																																												
(記述なし)		(5)発達障がい者																																												
		島根県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、平成24年2月～3月に実施された全国調査では、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は推定値6.5%という結果が出ています。なお、前回調査とは抽出方法等が異なるため単純比較はできません。 (単位：%)																																												
			内訳(重複あり)																																											
		発達障がい	学習障がい	ADHD	高機能自閉症																																									
平成13年度	割合(推計値)	6.3%	4.5%	2.5%	0.8%																																									
平成23年度	割合(推計値)	6.5%	4.5%	3.1%	1.1%																																									
		<p>(5)難病患者 (6)難病患者</p> <p>○発達障がいを含む障がいの早期発見については、大変重要と考えており、第3編4-(1)-①の4項目めに記載しております。なお、早期発見に係る具体的な取組としていただいたご意見については、今後施策を推進するうえで参考とさせていただきます。</p>																																												

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	区分					
			パブ コメ	関係 団体				
4	<p>重症心身障がい児（者）対策について</p> <p>○サービス事業所が遠距離であること等から通園することが困難な在宅の重症心身障がい児（者）に多様なサービスの提供をすること等のため、近隣まで事業所から専門職員が出向くことに要する経費の一部を県が補助している。改正障害者基本法において在宅障がい児（者）の身近な場所でのサービス提供が新たに求められていること等から、本事業の考え方について第3編施策の方向の中に盛り込む必要があると考える。</p>	<p>○第3編4-(4)-② 地域における療育体制の充実 の1項目めの記載を改めました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図ります。</td> <td>●在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図るとともに、通所支援事業所がない圏域の在宅重度心身障がい児（者）に対して、身近な地域で専門的療育を受ける機会を安定的に確保するため、事業所が行う巡回又は送迎による療育活動を支援します。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	●在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図ります。	●在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図るとともに、通所支援事業所がない圏域の在宅重度心身障がい児（者）に対して、身近な地域で専門的療育を受ける機会を安定的に確保するため、事業所が行う巡回又は送迎による療育活動を支援します。		○
変更前	変更後							
●在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図ります。	●在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図るとともに、通所支援事業所がない圏域の在宅重度心身障がい児（者）に対して、身近な地域で専門的療育を受ける機会を安定的に確保するため、事業所が行う巡回又は送迎による療育活動を支援します。							
5	<p>障がい者の定義について</p> <p>○障害者基本法の改正により、障がい者の定義が医学モデルから社会モデル（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）に変わったことをどこかに記載すべきではないか。</p>	<p>○第1編第1章に、下記のとおり障がい者の定義を新たに追加しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記述なし)</td> <td> <p>5. 計画における障がい者の定義</p> <p>この計画における障がい者は、平成23年に改正された障害者基本法第2条の定義を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）や難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々としてします。</p> <p>※社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(記述なし)	<p>5. 計画における障がい者の定義</p> <p>この計画における障がい者は、平成23年に改正された障害者基本法第2条の定義を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）や難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々としてします。</p> <p>※社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</p>		○
変更前	変更後							
(記述なし)	<p>5. 計画における障がい者の定義</p> <p>この計画における障がい者は、平成23年に改正された障害者基本法第2条の定義を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）や難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々としてします。</p> <p>※社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</p>							

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	区分					
			パブ コメ	関係 団体				
6	<p>社会的障壁の除去に対する合理的配慮について</p> <p>○障害者基本法の改正により、社会的障壁の除去に対する合理的配慮が規定されたことを施策の方向（啓発活動の推進等）で記載すべきではないか。</p>	<p>○第3編1-(1)啓発活動の推進の〈現状と課題〉及び1-(1)-①啓発・広報活動の推進の3項目めの記載を改めました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>〈現状と課題〉</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。</p> <p>(後略)</p> <p>●広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。</p> </td> <td> <p>〈現状と課題〉</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、<u>社会的障壁を取り除くために</u>県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。</p> <p>(後略)</p> <p>●広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、<u>社会的障壁を取り除くために</u>県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>〈現状と課題〉</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。</p> <p>(後略)</p> <p>●広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。</p>	<p>〈現状と課題〉</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、<u>社会的障壁を取り除くために</u>県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。</p> <p>(後略)</p> <p>●広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、<u>社会的障壁を取り除くために</u>県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。</p>		○
変更前	変更後							
<p>〈現状と課題〉</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。</p> <p>(後略)</p> <p>●広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。</p>	<p>〈現状と課題〉</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての人が人権を持っているという考え方に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政が障がい者に関する各種施策を実施してだけでなく、<u>社会的障壁を取り除くために</u>県民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ることが必要です。</p> <p>(後略)</p> <p>●広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、<u>社会的障壁を取り除くために</u>県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。</p>							
7	<p>地域での支え合いについて</p> <p>○第2編第2章1. 基本的視点(3)地域での支え合いで記載されている「地域の中で交流を図り共に支え合う地域づくり」は誰がどの様な形で実施するのか。</p>	<p>○第2編で基本的な視点として記載した内容に関する具体的な施策は第3編に記載しております。「地域の中で交流を図り共に支え合う地域づくり」については、2-(5)地域における福祉活動の充実の項目でその具体的施策を記載しています。</p>		○				

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	区分	
			パブ コメ	関係 団体
8	<p>移動支援の充実について</p> <p>○従事者への養成研修等による行動援護、同行援護について、現状では当事者団体が直接ボランティアグループを探して協力してもらっている状況だが、ボランティアグループもメンバー確保に苦労していることから、矛先を決めて取り組んでいただきたい。</p>	<p>○障がい者の外出支援については、障害福祉サービス事業所のヘルパーが行う法定サービス（行動援護、同行援護）と市町村等が地域の実情に応じて実施するサービスがあります。法定サービスについては、身近な地域でサービスが受けられるよう引き続き事業所の参入を促して参ります。また、市町村等が実施するサービスについては、障がい者がニーズに応じてボランティアの派遣を受けられることができるよう、障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、ボランティア等の人材育成とボランティア情報の発信等に取り組んでいきます。</p>	○	
9	<p>障がい者団体への支援等による障がい者の自主的社会的活動への参加の促進について</p> <p>○「島根県身体障害者団体連合会」については、法人格を持たない団体であること、増加している内部障がい者の組織がないこと等問題があると思われるが、団体組織として一層の指導をいただきたい。</p>	<p>○ご意見の趣旨は、特定の団体の問題であることから、県の計画で取り上げることはなじまないと考えています。例えば、組織強化について具体的な相談があれば、必要に応じて助言等の支援を行っていきます。</p>	○	
10	<p>身体障がい者相談員について</p> <p>○身体障がい者相談員は市町村に権限移譲されたが、社会福祉協議会、民生委員等の連携への支援に並びに、実力のある相談員育成のために尽力してほしい。</p>	<p>○ご指摘の点については、大変重要と考えており、計画では第3編2-(5)-②の各項目に記載をしています。</p>	○	
11	<p>防災対策の推進について</p> <p>○地震及び原発事故、災害時における対応3. 1 1 災害関連などを参考にして、10km、20km、30km圏内の松江、出雲、雲南、安来、各市町の該当病院の入院患者や施設入所者、在宅要援護者への情報の伝達や避難場所（病院や施設のベッド）の確保、移動方法などについて明示と啓蒙が必要ではないか。については、防災対策を検討する際には、上記事項について具体的な指針を示してほしい。</p>	<p>○島根県においては、防災対策に係る計画として「島根県地域防災計画」、原子力災害が発生し広域的な避難が必要な場合の避難計画として「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、障がい者等災害時要援護者に対する対策等を検討しているところです。また、当該計画をもとに市町村が策定する「地域防災計画」、「広域避難計画」において、より具体的な取組内容が定められます。このほか、各施設や病院がどのような対応を準備し実施すべきかまとめた避難計画を作成するためのガイドラインを作成し、各施設や病院の災害対応を支援しているところです。</p>		○

パブリックコメント等に対する県の考え方

資料 3

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	区分	
			パブ コメ	関係 団体
12	<p>てんかん施策について</p> <p>○計画全般にわたって、てんかんの特性がしっかりと反映される内容のものとなり、てんかんを取り巻く環境の改善や医療・福祉ともに使える制度につながるようにしてほしい。</p>	<p>○いただいたご意見については、今後具体的な施策を推進するうえで参考とさせていただきます。</p>		○